

〈 公開再質問状 〉

平成20年5月11日

国土交通大臣 冬柴鉄三 殿

去る3月21日付で近畿地方整備局管内に於ける「委託業務」の不正につき〈 公開質問状 〉を差し上げました。(－4－頁以降に記載)

これに対し、3月31日付で近畿地方整備局 契約管理官から回答文書が4月1日に届きました。(－3－頁に記載)その内容たるや、問題の真実を捻じ曲げ、術学的修辞法をもって丸め込むような杜撰な代物でしたので、ここに再質問致します。

〔 再質問事項 〕

- 1) 当初契約の「業務目的」「業務内容」に明記されている事に、整備メニューの検討には「住民の方々からいただいた意見を十分に把握・分析し反映させることが特に重要であると判断される」との根拠はどこに有ると言えますか。

この業務は正確に言いますと、「LP プロジェクト」(平成17年度より、全国1級水系の中小河川を対象として、航空レーザー測量の3次元地形データから作成した河川横断図(100m毎)を基に、短期間で効率的かつ統一的な評価を行うために、従来のデータ収集・解析手順にこだわらず、簡便な手法で全国同一の尺度による治水安全度評価を実施することを目指し、中小河川の測量空白区を一挙に解消すべく、広範囲の地形データを高密度で簡便に取得できる航空レーザー測量を活用して安全度評価を実施せんとするものである。)なのでありまして、これに「住民意見の把握・分析、そして反映の必要」など、どこに在ると言えますか。

- 2) これほどの「見え見えの嘘がつける」契約管理官が誰なのか、氏名を明記しないというのも国民に対して「失礼」ではないでしょうか。
- 3) この回答契約管理官の氏名を明らかにしてください。もしかしたら、4月1日付で「退職された町野俊一氏」を装って、別人が遣っているかも知れませんが徹底して調べて頂けませんか。
- 4) やはり、この「変更契約」は「一般競争入札を避けるための偽装」であり、受注者の株式会社「東京建設コンサルタント」関西支店に「特別の便宜」を図ったものと言えないのではないのでしょうか。
- 5) 上記受注者の関西支店長は元国土交通省職員であり、(財)河川環

境管理財団に天下り、近年、関連会社である上記受注会社に天下りし、特に「木津川上流河川事務所」発注の業務受注が続いており、相互の「癒着」が噂されています。他の例でも、「天下りの弊害」が多く指摘されている現状に鑑み、きちんと調査されるべきだと思いますが、いかがですか。

以上の再質問に対し、5月22日までにご回答くださるようお願い致します。

質問者： 自然愛・環境問題研究所 代表 浅野隆彦
〒630-2302 奈良市月ヶ瀬尾山172

回 答

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、国土交通行政に対し、格別のご理解を賜っており、御礼を申し上げます。

さて、このたび、国土交通大臣あてに、当整備局管内の木津川上流河川事務所における契約についてお尋ねをいただきました。当整備局（本局）において事情を確認しましたので、次のとおり、回答します。

当初契約の業務は、詳細な条件を設定して河道計画及び段階的整備を踏まえた整備メニューについて検討を行うことが目的となっています。

一方、追加された内容は、淀川水系河川整備基本方針を受けて作成される整備計画の作成に際して、木津川上流域の住民の方々のさまざまな意見をお聴きするために、わかりやすい整備内容のパンフレット類の作成、住民の意見交換会の運営及びいただいた意見のとりまとめを行うものとなっています。

当初契約の内容である整備メニューの検討には、住民の方々からいただいた意見を十分に把握・分析し反映させることが特に重要であると判断されます。また、追加業務は、当初契約の内容である木津川上流域における河道計画の内容を十分に理解したうえで実施する必要があります。

このように追加業務と当初契約の業務とは一体不可分であると判断され、変更契約により追加することが妥当と考えています。

一般に、入札・契約等の手続においては、とりわけ発注関係事務に携わる職員一人一人が公正を旨とすることを肝に銘じて厳しく自らの身を律しなければなりません。国土交通省としては、職員の綱紀保持について、今後とも繰り返してその徹底を図ってまいります。

敬具

平成20年3月31日

近畿地方整備局 契約管理官

〈 公開質問状 〉

平成20年3月21日

国土交通省大臣 冬柴鉄三 殿

国土交通省の不祥事が頻発しておりますが、近畿地方整備局管内に於ける「委託業務」の不正につき質問を致します。

質問事項

- 1) 業務内容が全く違う「委託契約」間に「変更契約」という遣り方は適正なのでしょうか？

元の委託契約書は業務目的として、「本業務は、淀川水系河川整備基本方針の策定にあたり、既往検討結果を考慮し、詳細な条件を設定し河道計画及び段階的整備を踏まえた整備メニューについて検討を行うことを目的とする。」となっており、変更契約書の方の業務内容は「業務内容に下記を追加する。(6) 住民意見交換会の聴取及び取りまとめを追加する。木津川上流域の住民意見の聴取として、広報を行い、伊賀市、名張市内において住民意見交換会を開催し、意見の取りまとめを行うものとする。」となっている。全く別の性格を持った業務内容であり、それぞれ独自に「一般競争入札」に掛けるべきものである。〔別紙として、二つの委託契約書、特記仕様書その他4枚を証拠として添付〕

- 2) この遣り方は「一般競争入札」を避け、「随意契約」同然の方法で受注者に特別便宜を図ったものと考えられないでしょうか？違法であると思われませんか？

- 3) 受注者、株式会社「東京建設コンサルタント」関西支店長 持田 亮氏は元国土交通省職員から(財)河川環境管理財団に天下りし、近年、上記会社役員に天下りした人物で、発注者側との「癒着疑惑」を噂されています。日常的に襟を正し、「李下に冠を正す」様な行為をしないよう、全職員に訓示される事も必要だと考えられませんか？

- 4) 以上の質問に対し、3月末日までにご回答くださるようお願いいたします。

質問者： 自然愛・環境問題研究所 代表 浅野隆彦
〒630-2302 奈良市月ヶ瀬尾山172番地

別紙
〔 元契約書 〕

土木設計業務等委託契約書



- 1 委託業務の名称 平成19年度木津川上流河川基本方針河道検討業務
- 2 履行期間 平成19年8月3日から
平成20年3月20日まで
- 3 業務委託料 ￥11,760,000.-
(うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額) ￥560,000.-
- 4 契約保証金 免除
- 5 調停人

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の

設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年8月2日

発注者 住所 三重県名張市木屋町812番地の1
氏名 分任支出負担行為担当官近畿地方整備局
木津川上流河川事務所長 桜井 力



受注者 住所 大阪市中央区東本町4丁目5番8号大阪化学建設会館
氏名 株式会社 東本建設コンサルタント
支店長 持田 亮



特 記 仕 様 書

業 務 名	平成19年度 木津川上流河川基本方針河道検討業務
業務場所	三重県名張市木屋町812-1 (木津川上流河川事務所)
業務期間	契約の翌日から平成20年3月20日までとする。

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務共通仕様書（平成19年4月近畿地方整備局）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 本業務は、電子納品対象業務とする。
 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。
 ここでいう電子データとは、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（以下、要領）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
 尚、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。

第3条 以下、共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第1116条 (成果の提出)

- 1) 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で正副2部提出する。
- 2) 成果品の提出の際には、電子納品・保管管理システム チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 2 編 河 川 編
 第 2 章 河 川 調 査 ・ 計 画
 第6節 河道計画

1. 業務目的

本業務は、淀川水系河川整備基本方針の策定にあたり、既往検討結果を考慮し、詳細な条件を設定し河道計画及び段階的整備を踏まえた整備メニューについて検討を行うことを目的とする。

2. 検討対象範囲

木津川上流域

3. 業務内容

(1) 計画準備

業務計画書を作成し、業務の技術的な検討方針、スケジュール、実施体制等を立案するものとする。

(2) 河道計画条件の検討

既往検討業務を踏まえ、支川出発水位、粗度係数、岩倉峽等の河道計画の詳細な条件について検討を行う。

(3) 評価水位の見直し検討

レーザープロファイラデータに基づき、堤防高及び堤内地盤高の精査を行い、流下能力算定に用いる既存の評価水位について再検討する。

(4) 河道計画の検討

上記の結果を踏まえ、各条件における段階的整備を踏まえた河道計画及び実施メニューの検討を行う。

また、実施メニューに対しての概算事業費の算定も行うものとする。

(5) 報告書作成

以上の検討内容について報告書にとりまとめる。

第4条 その他の特記事項

1. 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は調査職員と協議するものとする。
2. 本業務を検討するにあたり、発注予定の下記業務と調整を行うものとする。
 - ・平成19年度木津川上流河川整備計画検討業務
 - ・平成19年度上野遊水地水理模型実験検討業務（予定）
3. 成果品・資料等納入後であっても、成果品・資料等に誤りがある場合には、直ちに訂正するものとする。

以 上

〔 変更契約書 〕



変 更 契 約 書

平成19年 8月 2日付契約締結した 平成19年度木津川上流河川基本方針河道
検討業務 について、契約書第25条の条項に基づき下記のとおり原契約書を一部変更す
る。

記

1 増 額 金 額 ￥ 9,450,000,-
(うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額) ￥ 450,000,-

1 業 務 内 容 別冊仕様書のとおり

1 その他の条項は原契約書のとおり

上記変更契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を
原契約書とともに保有する。

平成19年10月30日

発 注 者 住 所 三重県名張市木屋町812番地の1

氏 名 分任支出負担行為担当官近畿地方整備局
木津川上流河川事務所長 桜井 力



受 注 者 住 所 大阪市中央区瓦町4丁目6番4号大阪化学繊維会館

氏 名 株式会社東京建設コンサルタンツ関西支店
支 店 長 持田 亮



特 記 仕 様 書

業 務 名	平成19年度 木津川上流河川基本方針河道検討業務（変更）
業 務 場 所	三重県名張市木屋町812-1（木津川上流河川事務所）
業 務 期 間	平成19年8月3日から平成20年3月20日迄とする。
変更業務期間	変更なし
変 更 理 由	項目の追加による増
特 記 事 項	下記条項を追加する。

2. 業務内容

業務内容に下記を追加する。

（6）住民意見交換会の聴取及び取りまとめを追加する。

木津川上流域の住民意見の聴取として、広報を行い、伊賀市、名張市内において住民意見交換会を開催し、意見の取りまとめを行うものとする。

○住民意見交換会

・日時	平成19年10月から11月
・回数	合計4回
・会場規模	1会場につき、100名程度（会議時間2時間程度）
・会場設営・運営・庶務・意見取りまとめ	

○住民意見交換会広報

・パンフレット（ダイジェスト版）	9,000部 （企画・デザイン・レイアウト・原稿作成、印刷、配送等含む）
・意見募集リーフレット	73,000部 （企画・デザイン・レイアウト・原稿作成、印刷、配送等含む）
・意見交換会開催告知チラシ	186,000部 （企画・デザイン・レイアウト・原稿作成、印刷、配送等含む）
・新聞折り込み	意見交換会開催告知チラシ186,000部 （地域：木津川上流河川事務所管内各市町村）

以 上。